

〔ドラ割〕 ツーリングプラン

「東北道・常磐道コース ミニ」 利用約款

2022 年 4 月 22 日制定

2022 年 10 月 25 日改定

東日本高速道路株式会社

第 1 条（通則）

本約款は、東日本高速道路株式会社（以下「当社」といいます。）が実施する「ツーリングプラン（東北道・常磐道コースミニ）」（以下「本商品」といいます。）について適用します。

第 2 条（定義）

本約款の中で使用する用語は、それぞれ次の各号に定めるところによります。

- 一 ETC 無線通信 ETC システム利用規程第 2 条に定める ETC システムにおける無線通信をいいます。
- 二 ETC カード 当社との契約によりクレジットカード会社が発行した ETC クレジットカード並びに当社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「六会社」といいます。）が契約に基づき共同で発行した ETC パーソナルカードをいいます。
- 三 ETC 車載器 ETC システム利用規程第 3 条に定める、自動車に取り付けて道路側のアンテナと通行料金の支払いに必要な情報を交信する無線機をいいます。
- 四 セットアップ ETC システム利用規程第 3 条に定める、ETC 車載器に通行料金の支払いに必要な情報を記録して利用可能な状態にすることをいいます。

第 3 条（対象車両）

本商品は、ETC 無線通信により通行が可能な道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 3 条における小型自動車のうち二輪自動車又は軽自動車のうち二輪自動車（いずれも側車付二輪自動車を含む。以下「二輪車」といいます。）を対象とします。

第 4 条（申込期間等）

本商品の申込期間は、2022 年 4 月 22 日（金）14 時から 2022 年 11 月 30 日（水）までとします。

- 一 実施期間は、2022 年 4 月 25 日（月）から 2022 年 11 月 30 日（水）までとします。
- 二 利用期間は、事前に申込みした利用開始日を含め連続する最大 2 日間（利用開始日の 0 時からその翌日の 24 時まで）とします。

2 各通行にかかる通行日の判定は、入口料金所または出口料金所の通行日時をもって行います。

ただし、別表 1 に定める各インターチェンジ（IC）区間においては通行料金を支払う料金所の通行日時をもって各通行にかかる通行日の判定を行います。

第 5 条（申込方法等）

本商品を利用する場合は、「会員制ドラ割」会員規約に同意の上、当社が定める所定の会員登録をし、この約款に定める事項を承諾の上、利用開始までにインターネットにて申込みください。本商品申込み前の走行

については本商品の適用を受けません。適用の判定は、申込日時と通行料金を支払う料金所の通行日時をもって行います。なお、申し込みの際は利用開始日、申込者氏名、メールアドレス、連絡先電話番号、E T Cカード番号、E T Cカードの有効期限及び車載器管理番号を登録してください。

2 当社は、登録の受付が完了したことを確認した時には、登録内容を確認したことを知らせるインターネットメールにより申込者へ通知するものとし、申込者の受信状況にかかわらず、当該メール送信時をもって登録内容を有効とします。

3 本商品は、次の各号を満たさない場合は第2項の規定にかかわらず本商品の申込みを無効とし、第7条第1項に定める通行に該当する場合であっても、当社は、通常の料金（E T C時間帯割引が適用される場合、E T C時間帯割引適用後の料金。以下同じ。）の支払いを受けます。

- 一 登録したE T Cカードを利用していること（当社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が大口・多頻度割引制度のために発行するE T Cコーポレートカードは利用できません。）
- 二 登録が正しく行われ、内容に誤りが無いこと
- 三 登録したE T Cカードの名義が本商品の申込者又はその家族等であること

4 E T Cカードの利用の可否はクレジットカード会社及び六会社の取り扱いによるため、この約款に基づく本商品の受付は、登録したE T Cカードによる有料道路の利用を保証するものではありません。

第6条（登録内容の変更）

本商品の申込みが完了した後は、登録内容を変更することはできません。登録内容の変更が必要な場合は、第13条第2項に定める解約を行った上で、再度インターネットで申込みください。

第7条（利用方法）

本商品は、登録した利用期間（申込みの際に登録した利用開始日からその翌日まで）に限り、別表2に定める区間（以下「周遊エリア」といいます。）のI C相互間を回数制限なく通行できます。

2 登録した利用期間以外の日に入料料金所及び出口料金所を通行した場合、当社は、通常の料金の支払いを受けます。

3 本商品を利用する場合は、登録したE T C車載器を取り付けた二輪車で通行してください。登録したE T C車載器を取り付けた二輪車以外の自動車で通行したことが確認された場合は、当社は、各通行について通行された車種の通常の料金の支払いを受けます。

4 料金所では、登録したE T CカードをE T C車載器に挿入し、E T CレーンをE T C無線通信により通行してください。登録したE T Cカードと異なるE T Cカードで通行した場合は、当社は、通常の料金の支払いを受けます。

5 入料料金所のE T Cレーンが点検等により閉鎖され通行できなかった場合は、一般レーンで通行券を取り、出口料金所では一般レーンの料金所係員に登録したE T Cカードと入口通行券をお渡しください。出口料金所のE T Cレーンが閉鎖され通行できない場合は、一般レーンの料金所係員に登録したE T Cカードをお渡しください。ただし、東京外環自動車道において入料料金所のE T Cレーンが点検等により閉鎖され通行できなかった場合は、一般レーンで料金所係員にE T C無線通信により通行する旨お申し出いただき、E T Cカードに入口情報を記録のうえ、出口に設置されたアンテナをE T C無線通信により通過してください。

第8条（請求等）

当社は、登録した利用期間における第7条第1項の最初の通行に対し本商品の料金の支払いを受けます（当社は、本商品の対象となるその他の通行にかかる料金の支払いを受けません。）。なお、E T Cマイレー

ジサービスの還元額がある場合は、E T Cマイレージサービスの還元額から本商品の料金の支払いに充当します。

2 本商品の対象となる各通行にかかる料金所の路側表示器の表示、E T C車載器の料金表示及び音声案内の料金表示は通常の料金となります。

3 「E T C利用照会サービス」又はE T Cマイレージサービスの還元額明細に表示される本商品の対象となる各通行の走行明細は確定時に次のとおりとなります。

① 登録した利用期間における周遊エリアのI C間の最初の通行は入口I C名が「企画割引」となり、通常の料金が本商品の料金となります。

② 登録した利用期間における周遊エリアのI C間の2回目以降の通行は消去されます。

4 クレジットカード会社又はE T Cカード事務局（E T Cパーソナルカードの管理運営を行うため六会社が設置する事務局をいいます。）が発行する請求書には、登録した利用期間における周遊エリアのI C間の2回目以降の通行にかかる走行明細は記載されません。

5 E T Cパーソナルカードは、お支払いの済んでいないご利用金額の合計額（以下、「未払債務の合計額」といいます。）が、預託いただいたデポジットの80%相当額（以下、「ご利用可能額」といいます。）を上回りますと、利用停止となる場合があります。本商品の料金が適用される通行であっても、未払債務の合計額は、個々の通行ごとに、一旦、通常の料金で計算します。そのため、未払債務の合計額が、本商品の料金が適用された後に比べて一時的に高額となる場合があります。

未払債務の合計額がご利用可能額を超える場合の例

第9条（他の割引との適用関係）

E T Cマイレージサービスによるポイント付与は、本商品の料金の額に適用します。

2 前項に定めるポイント付与に加え、次条に定める特別ポイントを付与します。

3 本商品は、前2項に定めるポイント付与以外の割引を重複して適用しません。

4 本商品の対象となる各通行がE T Cマイレージサービスによる平日朝夕割引の割引対象となる通行の場合であっても、当該割引の利用回数として算入しません。

第10条（E T Cマイレージサービスの特別ポイントの付与）

2022年11月7日（月）から2022年11月30日（水）までの期間における、月曜日から金曜日までの間の日のみを利用期間として申込み、第7条第1項に定める通行を行った場合、E T Cマイレージサービスの特別ポイントを、本商品の料金の額10円毎に1.5ポイント付与するものとします。

2 前項に定める特別ポイントは、本商品の利用のあった月の翌々月20日までに付与します。

第11条（適用対象外及び無効）

各通行が次の各号の一に該当する場合は、本商品の適用対象外とし、当社は、その通行にかかる通常の料金の支払いを受けます。

一 登録したE T Cカード以外のものを使用したとき

二 登録した二輪車以外の自動車で行ったことが確認されたとき

三 本商品が最初に適用された走行の二輪車と異なる二輪車で走行したとき

四 入口料金所、出口料金所とも登録した利用期間以外の日に通ったとき

五 登録した利用期間に第7条第1項に定める通行がなかったとき

六 第7条第1項に定める通行以外の通行をしたとき。ただし、周遊において、周遊エリア内外の料金所

相互間を通行した場合、周遊エリア内にあたる部分と周遊エリア外にあたる部分で走行を分割し、前者は本商品の適用対象となり、後者にかかる通常の料金の支払いを受けます（E T C時間帯割引にかかる入口時間、出口時間の判定は分割前の入口時間、出口時間となります。）（以下「区間外料金」といいます。）。なお、本商品と区間外料金の総計が最も安価となる特段の取扱は行いません。加えて、東京外環自動車道において、周遊エリア内外の I C 相互間を通行した場合、周遊エリア外にあたる走行については、川口西 I C 又は松戸 I C を入口又は出口料金所とした料金の支払いを受けます。また、入口料金所、出口（または本線）料金所ともに周遊エリア外の場合は、周遊エリアを通過した場合であっても当該走行の全区間が本商品の適用外となります。

2 各通行が次の各号の一に該当する場合は、本商品の申込みを無効とし、当社は、利用期間の全ての通行にかかる通常料金の支払いを受けます。また、当社供用約款に違反し料金を不法に免れたと認められる場合は、当社は、道路整備特別措置法（昭和 3 1 年法律第 7 号）第 2 6 条の規定により、通常料金のほか割増金の支払いを受けます。

- 一 セットアップされた E T C 車載器を自動車に取り付けずに通行したとき
- 二 登録した 1 枚の E T C カードを同時に 2 台以上の自動車に使用したとき
- 三 前二号に掲げるもののほか、不正な通行の手段として本商品を利用したとき

第 1 2 条（同時に適用要件を満たす他の商品の申込みがある場合の取扱）

本商品と同時に適用要件を満たす他の商品（当社以外の有料道路事業者が取り扱うものや、ツーリングプランの他のコースを含み、二輪車定率割引を除きます。）の申込みがある場合、商品間に特定の適用順序を付けることなく適用します。なお、本商品と同時に適用要件を満たす他の商品の申込みがある場合、本商品及び当該他の商品並びに各商品に関わる区間外料金の総計が最も安価となる特段の取扱は行いません。

2 二輪車定率割引とツーリングプランを重複して申込みがある場合は、ツーリングプランを優先して適用します。ツーリングプランが適用されない走行（ツーリングプランの対象エリアをまたいだ走行における区間外分を含みます。）について、二輪車定率割引の割引適用要件を満たす場合は、二輪車定率割引を適用します。

第 1 3 条（解約等）

登録した利用期間に登録した E T C カードで第 7 条第 1 項に定める通行をした場合は、途中解約、払戻し及び一部返金を行いません。ただし、自然災害等により本商品の利用に著しく影響を及ぼしたと当社が判断した場合は、この限りではありません。

2 利用開始の前までに申し出があった場合に限り本商品を解約できます。

3 前項に定める解約が行われない場合も、登録した利用期間に登録した E T C カードで第 7 条第 1 項に定める通行が無かった場合は、申込時に遡って解約したものとし、当社は、本商品の料金の支払いを受けません。

第 1 4 条（個人情報の保護）

本商品の申込者の個人情報は、当社が別に定める個人情報の保護に関する方針に従って適切に取扱います。

第 1 5 条（免責事項）

当社は次の各号の一に該当する場合は、本商品の申込者が被った被害について一切責任を負いません。

- 一 当社の責めに帰することができない登録内容の誤りにより、本商品の利用に影響を及ぼしたとき
- 二 当社の責めに帰することができない通信上の障害又は事故により、本商品の利用に影響を及ぼしたと

き

三 当社の責めに帰することができない通信上の盗聴、妨害又は事故により、本商品の申込者の個人情報が漏えいし、改ざんし又は窃取されたとき

四 当社の責めに帰することができない通行止め又は渋滞により、本商品の利用に影響を及ぼしたとき

五 天災地変その他の不可抗力により、本商品の利用に影響を及ぼしたとき

第16条（約款の変更）

当社は、特別の事情により、この約款を変更することがあります。

2 当社は、前項の変更を行った場合は、変更内容を当社ホームページへの掲示等の方法でお知らせします。

3 当社は、第1項の変更によって本商品の申込者が被った損害について、一切責任を負いません。

附則

この約款は、2022年4月22日（金）14時から施行します。なお、この約款の施行の際現に改定前の約款による本商品の申込みが完了している申込者についても、この約款の規定を適用します。

別表1

道路名	区間
東北自動車道	川口JCTと浦和ICの相互間

別表2

道路名	区間
東京外環自動車道	川口中央ICから三郷南ICまで
東北自動車道	川口JCTから宇都宮ICまで
常磐自動車道	三郷ICから日立南太田ICまで
東関東自動車道	銚田ICから茨城町JCTまで
北関東自動車道	佐野田沼ICから岩舟JCTまで及び栃木都賀JCTから水戸南ICまで
首都圏中央連絡自動車道	白岡菖蒲ICからつくば牛久ICまで
東水戸道路	全区間